

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

なお、計画の策定に当たっては、「有田市地域防災計画」を活用するものとする。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第4編 緊急処理事態への対処
- 第5編 復旧等
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

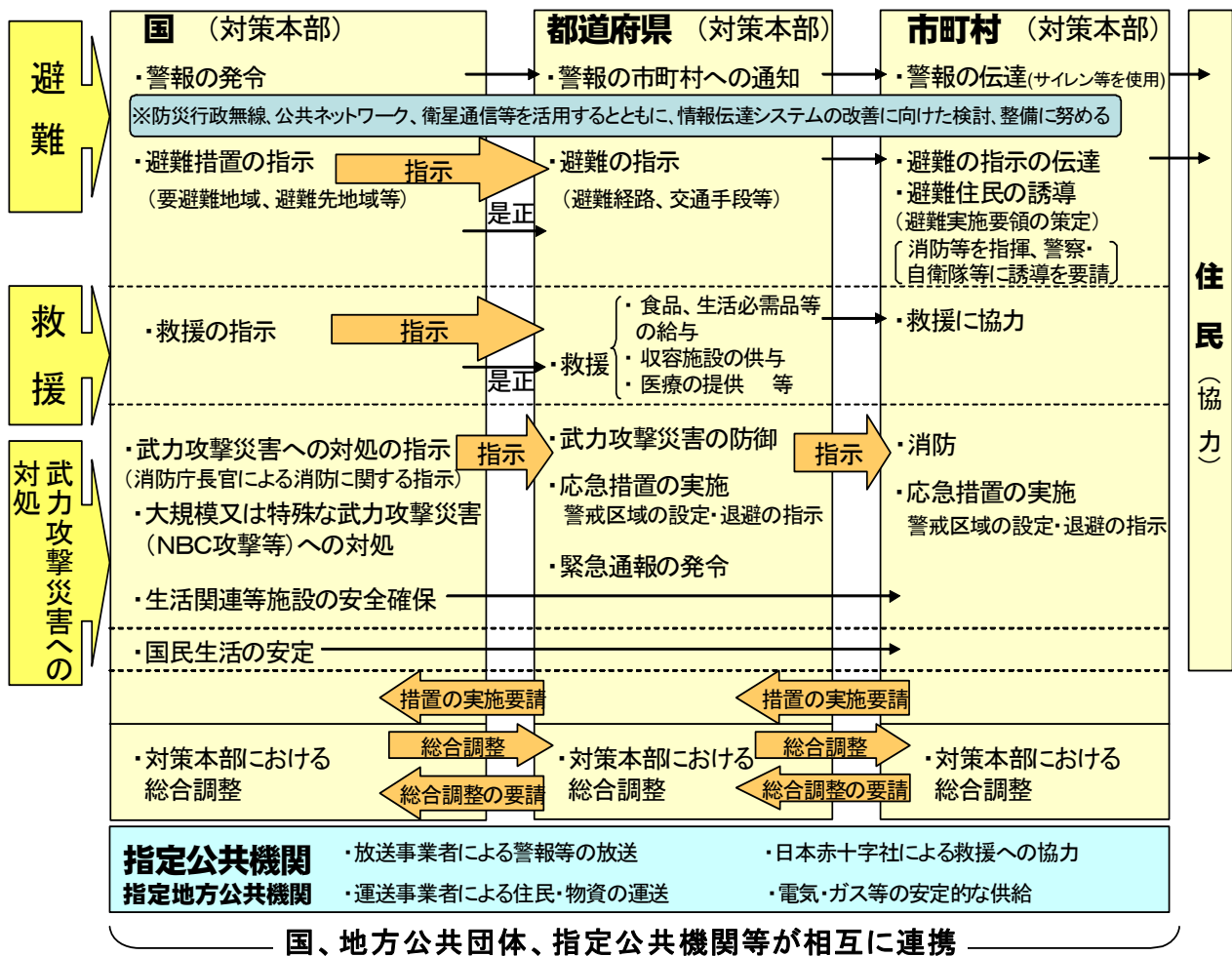
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
有田市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○関係機関の連絡先

機 関 名(国関係)	所 在 地	電話番号等
和歌山地方气象台	和歌山市男野芝丁 4	TEL 073-422-5348 FAX 073-435-3132
下津海上保安署	海南市下津町下津 3066-16	TEL 073-492-4999 FAX 073-492-0497
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	和歌山市砂山南 3-1	TEL 073-424-2471 FAX 073-424-2485
近畿地方整備局 海南国道維持出張所	海南市冷水 15	TEL 073-482-2712 FAX 073-482-8549
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所	和歌山市湊薬種畑坪 1334	TEL 073-422-8186 FAX 073-435-2089
近畿財務局 和歌山財務事務所	和歌山市今福 1 丁目 3-15	TEL 073-422-6141 FAX 073-424-2966
大阪食糧事務所御坊支所	御坊市藤田町吉田字砂窪 273-3	TEL 0738-22-3525 FAX 0738-23-4945
御坊労働基準監督署	御坊市湯川町財部字宝橋 1132	TEL 0738-22-3571 FAX 0738-22-3707
陸上自衛隊第 37 普通科連隊	大阪府和泉市伯太町官有地	TEL 0725-41-0090 FAX 0725-41-0090
箕島郵便局	有田市箕島 263-2	TEL 0737-82-2451 FAX 0737-82-6903

機 関 名 (県関係)	所 在 地	電話番号等
和歌山県 危機管理室	和歌山市小松原通 1 丁目 1	TEL 073-441-2273 FAX 073-422-7652
和歌山県 総合防災課	和歌山市小松原通 1 丁目 1	TEL 073-441-2262 FAX 073-422-7652
有田振興局 総務室	湯浅町湯浅 2355-1	TEL 0737-64-1262 FAX 0737-64-1256
有田振興局 健康福祉部	湯浅町湯浅 2355-1	TEL 0737-64-1291 FAX 0737-64-1261
有田振興局 産業振興部	湯浅町湯浅 2355-1	TEL 0737-64-1286 FAX 0737-64-1274
有田振興局 建設部	湯浅町湯浅 2355-1	TEL 0737-64-1267 FAX 0737-64-1268
和歌山下津港湾事務所	和歌山市築地 6-22	TEL 073-431-7266 FAX 073-431-7165
二川ダム管理事務所	有田川町二川 510-9	TEL 0737-23-0251 FAX 0737-23-0047
有田警察署	有田市宮崎町 265	TEL 0737-83-0110 FAX 0737-83-0110

機 関 名 (隣接市町等)	所 在 地	電話番号等
海南市役所	海南市日方 1525-6	TEL 073-482-4111 FAX 073-482-0099
湯浅町役場	湯浅町湯浅 1055-9	TEL 0737-63-2525 FAX 0737-63-3791
広川町役場	広川町広 1500	TEL 0737-63-1122 FAX 0737-62-2407
有田川町役場	有田川町下津野 2018-4	TEL 0737-52-2111 FAX 0737-52-3210
有田川町消防本部	有田川町徳田 17-1	TEL 0737-52-5950 FAX 0737-52-5952
湯浅広川消防組合消防本部	湯浅町湯浅 1914-12	TEL 0737-64-0119 FAX 0737-63-6626
海南市消防本部	海南市日方 1294-13	TEL 073-482-0119 FAX 073-482-0088
和歌山市消防局	和歌山市一番丁 3	TEL 073-422-0119 FAX 073-423-0190
御坊市消防本部	御坊市湯川町財部 221-1	TEL 0738-22-0800 FAX 0738-22-5192

機 関 名 (その他)	所 在 地	電話番号等
西日本電信電話(株) 和歌山支店	和歌山市一番丁 5	TEL 073-421-9408 FAX 073-425-0680
関西電力(株)和歌山営業所 箕島技術サービスセンター	有田市新堂 50-1	TEL 0737-82-4171 FAX 073-463-0660
西日本旅客鉄道(株)箕島駅	有田市箕島 893-2	TEL 0737-82-3174 FAX 0737-82-3186
ヤマト運輸 (株) 紀州有田宅急便センター	有田市宮崎町 50	TEL 0737-82-1011 FAX 0737-82-1043
有田川土地改良区	有田市糸我町中番 206	TEL 0737-88-7551 FAX 0737-88-7552
有田市医師会	有田市箕島 27	TEL 0737-83-2372 FAX 0737-85-2105
日本放送協会和歌山放送局	和歌山市吹上 2 丁目 3-47	TEL 073-424-8111 FAX 073-424-8149
和歌山放送(株)	和歌山市湊本町 3-3	TEL 073-428-1431 FAX 073-428-0785
テレビ和歌山(株)	和歌山市栄谷 151	TEL 073-455-5721 FAX 073-452-7380
日本赤十字社 和歌山県支部	和歌山市吹上 2 丁目 1-22	TEL 073-422-7141 FAX 073-426-1168
東燃ゼネラル石油(株) 和歌山工場	有田市初島町浜 1000	TEL 0737-83-1131 FAX 0737-82-1494

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置

本市は、和歌山県の北西部で県庁所在地である和歌山市から約30kmに位置し、北は海南市、東は有田川町、南は湯浅町に接し、西は紀伊水道に面している。

(2) 面積

市域は、東西約10km、南北約5km、面積は36.92km²で和歌山県総面積の0.78%にあたる。

(3) 地形

本市は、北側に長峰山脈、南側に中山脈が迫っており、山地が市域の約54%を占めているのに加え、有田川が市の中央を東西に流れているため平野部は少ない。また、低地は14km²、改変地が2km²となっている。

(4) 気候

本市は、南海気候区と瀬戸内気候区の間部にあたり、比較的温暖な気候で、年平均気温は、15～16℃で、年間降水量は約1,600mmである。

(5) 人口

平成17年国勢調査の速報値による本市の人口は、32,143人で、平成12年国勢調査に比べ、1,518人(4.5%)の減少となっている。

人口分布は、従来有田川河口の両岸に集中していたが、現在は上流域の農村地域に移転する世帯も多く、分散する傾向にある。

(6) 道路、鉄道

① 道路

本市の国道は、42号と480号の2路線で、有田川を挟みどちらも東西に延びており東は有田川町に繋がっている。

また、西は有田川河口付近で480号が42号に合流し、合流地点から42号は北上し海南市に繋がっている。

その他の幹線道路は、市の中央部を南北に延びる県道有田湯浅線や都市計画道路4路線で形成されている。

② 鉄道

本市の鉄道は、JR紀勢本線が国道480号と平行し、有田川河口付近で国道42号と平行して北上している。

市内には箕島駅、初島駅、紀伊宮原駅の3駅がある。

(7) 生活関連等施設

① 石油コンビナート

本市には、初島町浜に東燃ゼネラル石油のコンビナートが所在する。

② ダム、発電所

本市の中央部を流れている有田川の上流域（有田川町清水）に二川ダムがある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム
の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量
散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

3 市において攻撃目標と考えられる施設

市において攻撃目標と考えられる施設等としては、市関係施設、漁港、大規模集客施設、石油コンビナート施設等の公共的施設等の生活関連施設が考えられる。